

明石市
新ごみ処理施設整備・運営事業

基本仮契約書（案）

2025年（令和7年）4月

明 石 市

目 次

前 文	1
第1条 ... (目的等)	1
第2条 ... (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条 ... (事業の概要等)	2
第4条 ... (役割分担)	2
第5条 ... (建設共同企業体の組成)	2
第6条 ... (S P Cの運営)	2
第7条 ... (事業契約)	4
第8条 ... (整備期間の業務)	4
第9条 ... (運営期間の業務)	4
第10条.. (再委託等)	5
第11条.. (権利義務の譲渡の禁止)	5
第12条.. (損害賠償)	6
第13条.. (契約の不調)	6
第14条.. (契約の終了)	6
第15条.. (秘密保持等)	7
第16条.. (管轄裁判所)	7
第17条.. (誠実協議)	7
第18条.. (議会の議決)	8
第19条.. (本契約)	8
別紙1 事業の概要	10
別紙2 事業日程	11
別紙3 施設の概要	12
別紙4 事業者が行う業務.....	13
別紙5 発注者が行う業務.....	14

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 基本仮契約書

基本仮契約書（以下「基本契約」という。）は、末尾「発注者」欄に記名捺印した明石市（以下「発注者」という。）と末尾「受注者」欄に記名捺印した各当事者（以下総称して「事業者」といい、そのうちの、「設計企業」「建設企業」「運営企業」「SPC」として記名捺印した当事者をそれぞれ「設計企業」「建設企業」「運営企業」「SPC」といい、そのうち、特に、SPCに出資したSPC株主として記名捺印した当事者を「SPC株主」という。）の間において、本書末尾所定の日付で締結された。

前 文

発注者は、明石市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、令和6年12月に「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」を公表した。

発注者は、本事業をDBO方式により実施することが適切であると認め、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、令和7年4月に「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項」（その後の修正を含む。以下「募集要項」という。）を公表し、これと一体として本事業に係る要求水準書（その後の修正を含む。以下「要求水準書」という。）、優先交渉権者決定基準、様式集その他の資料（そのうち、募集要項及び要求水準書並びにそれらに対する質問回答を特に、その後の変更を含め、以下総称して、「募集要項等」という。）を配布した。

発注者は、募集要項に従い、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを、同グループから提出された提案価格書、見積書、提案書など一式の書類（プレゼンテーション又はヒアリングにおける当該書類に対する説明内容等も含むが、発注者又は明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会により採用されなかったものを除く。以下「事業者提案」という。）に基づき、優先交渉権者として決定し、同グループの構成企業との間で、本事業に関し、令和____年____月____日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

SPC株主は、基本協定第3条の定めに従い、本事業に係る運営業務を遂行させるために、SPCを設立した。

発注者及び事業者は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、発注者及び受注者が、基本協定第5条の定めに従い、本事業に関する不可分一体の事業契約（第7条第1項に定義する。）を締結するにあたり、本事業の全般に亘る事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。基本契約は、第7条第1項各号所定の各契約と不可分一体として事業契約を構成するが、本書は仮契約であって、工事（設計・施工）請負契約（第7条第1項第1号に定義する。）の締結につき明石市議会の議決を得た日に特定事業契約は不可分一体のものとして本契約としての効力を生ずることを確認する。なお、議会で可決されず本契約が成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより事業者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

（目的等）

第1条 基本契約は、発注者及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本契約において使用されている用語は、基本契約において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解されるべき場合でない限り、募集要項等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたって

は、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1記載のとおりとする。

- 2 本事業の日程は、別紙2記載の日程（以下「事業日程」といい、同別紙第1項所定の期間を「整備期間」といい、同別紙第2項所定の期間を「運営期間」という。）のとおりとする。
- 3 本施設の概要は、別紙3記載のとおりとする。
- 4 本事業において、事業者が行う業務は、別紙4記載のとおりとし、事業者を構成する各当事者は、当該当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。
- 5 本事業において、発注者が行う業務は、別紙5記載のとおりとし、発注者は、発注者が本事業を実施するために必要な循環型社会形成推進交付金制度その他地域計画に基づく事業実施のために国が市町村に交付する交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）申請その他各種申請手続を行うものとし、事業者は、当該申請手続に必要な書類の作成その他発注者が要請する事項について発注者を支援するものとする。

(役割分担)

第4条 本事業の遂行において、事業者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 設計企業及び建設企業は、発注者から別紙4第1項及び第2項並びにこれらに関する第4項記載の各業務（以下総称して「整備業務」という。）の一切を一括して請け負い、これを遂行して本施設を発注者に引き渡す。なお、SPC株主である設計企業及び建設企業が焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設を担当し、特に、代表企業は、焼却施設の建設を担当する。
- (2) SPCは、発注者から、別紙4第3項及びこれに関する第4項記載の各業務（以下総称して「運営業務」という。）を受託する。
- (3) 運営企業は、SPCの運営業務の履行のために必要な人員を確保し、これをSPCをして履行せしめる。

(建設共同企業体の組成)

第5条 設計企業及び建設企業は、整備業務を一括して請け負うにあたり、事業者提案に基づき、設計企業及び建設企業から成り、かつ代表企業を代表者とする特定建設工事共同企業体を組成するものとし、その組成及び運営に関し、特定建設共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。ただし、設計企業及び建設企業が1社である場合には、この限りでない。本項に基づき設計企業及び建設企業により組成される建設共同企業体並びに1社で整備業務を請け負う設計企業兼建設企業を総称して「建設JV等」という。

- 2 設計企業及び建設企業は、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

(SPCの運営)

第6条 SPC株主は、本事業の業務の一部である運営業務を遂行させることのみを目的として、SPCを適法に新設したものであることを確認する。

- 2 SPC株主は、発注者に対し、SPCの運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守することを確約する。
 - (1) SPCは会社法（平成17年法律第86号）（その後の変更を含め、以下「会社法」という。）上の株式会社であるところの取締役会設置会社、監査役設置会社、か

- つ、株券不発行会社とすること。
- (2) S P Cの本店住所を明石市内とし、明石市以外の土地に移転させないこと。
 - (3) S P Cの担当する業務は、運營業務の受託及び基本契約においてS P Cが担当すべきとされるその他の業務のみとし、S P Cの目的をその範囲に限定すること。
 - (4) S P Cの株式は株券を発行せず、譲渡制限株式の1種類とし、S P Cの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
 - (5) S P Cの資本金を運営期間の開始までに事業者提案により提案された資本金額とし、運営期間を通じて、これを維持すること。
 - (6) S P Cの決算期を3月末日とすること。
 - (7) S P C株主の全てがS P Cの出資の全額を出資していること、並びに、代表企業がS P Cの最大の出資者であることを確認の上、運営期間を通じて、かかる状態を維持し、かつ、発注者の事前の同意なくして、これを変更し又は構成企業以外の者による出資は行わせないこと。
 - (8) S P C株主は、S P Cが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、本事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合において発注者が請求したときは、S P C株主の全部が連帯して又はいずれかのS P C株主が単独で、S P Cを倒産させず、S P Cが運営委託契約上の債務を履行できるよう、S P Cへの追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとする。
 - (9) S P Cが運營業務を実施するための人員を確保すること及びS P C株主がこれに協力すること。
- 3 S P C株主は、各自の保有する議決権を行使して、本条第2項第1号から第6号の定め反してS P Cの本店所在地、S P Cの目的、S P Cの資本金額、S P Cの決算期その他の定款変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 S P Cは、基本契約締結後速やかに、発注者に対し、現行定款の原本証明付写しを提出するものとし、その後、その定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、発注者に対して提出するものとする。
- 5 S P C株主は、発注者に対し、本条第2項各号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。
- 6 S P C株主は、発注者の要請に応じ、その保有するS P Cの株式に対し、発注者の事業契約の履行請求権等を被担保債務として、発注者との間で発注者が別途定める様式及び内容で株式担保権設定契約書を締結の上、発注者のために第一順位の株式担保権を設定し、対抗要件を具備するものとする。
- 7 前項に定める場合を除くほか、S P C株主は、基本契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとする。この場合において発注者に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後のS P Cの議決権比率その他発注者が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 構成企業以外の第三者に対するS P Cの株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 構成企業以外の第三者による出資を認めることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
 - (3) 代表企業の出資比率がS P Cの出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資並びに構成企業間でのS P Cの株式の譲渡、担保設定その他の処分
 - (4) 焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する設計企業、建設企業又は運営企業がS P C株主でなくなる構成企業間でのS P Cの株式の譲渡、担保設定その他の処分
 - (5) 運営期間におけるS P Cの資本金を事業者提案により提案された資本金額以下に

する減資

- 8 事業者は、前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る第三者との間の契約書その他当該行為を証する書類の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る発注者所定の書式の誓約書、変更後の定款の写しその他発注者が必要とする書面を添えて発注者に対して提出するものとする。
- 9 S P Cは、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画書（損益計算書及びキャッシュフロー計算書）を、S P Cが別途定めて発注者が承認した様式により作成の上、発注者に提出するものとする。発注者は、当該経営計画書を確認し、疑義がある場合には、S P Cに対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、S P Cは、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
- 10 S P Cは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る計算書類、事業報告、付属明細書及びキャッシュフロー計算書並びに監査報告書を、毎事業年度終了後3ヶ月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。発注者は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

（事業契約）

- 第7条 事業者は、本事業に関し、発注者との間で、基本契約に基づき、次の各号所定の各契約を締結することにより、基本契約と当該各契約でもって不可分一体の契約として構成される事業契約（本書において「事業契約」という。）を締結する。
- （1）建設J V等をして、整備業務に関し、発注者との間で、募集要項と同時に公表された案文に基づき工事（設計・施工）請負契約書（本書において「工事（設計・施工）請負契約」という。）を基本契約の締結日付で締結させる。
 - （2）S P Cをして、運営業務に関し、発注者との間で、募集要項と同時に公表された案文に基づき運営委託契約書（以下「運営委託契約」という。）を基本契約の締結日付で締結させる。
- 2 事業契約の締結は、本条その他基本契約によるほか、発注者が定める条例、規則等その他日本国の法令によるものとする。
 - 3 発注者の定める条例、規則等その他日本国の法令及び事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者が事業者と協議の上で定める。事業契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。
 - 4 発注者の定める条例、規則等その他日本国の法令の規定と事業契約の規定とが相互に付合しないときは、取締法規及び強行法規を除き、事業契約の定めるところによるものとする。

（整備期間の業務）

- 第8条 整備期間における整備業務の概要は、募集要項等記載のとおりとする。
- 2 別段の合意がある場合を除き、建設J V等は、工事（設計・施工）請負契約の定めるところに従い、工事（設計・施工）請負契約締結後速やかに、設計に着手し、募集要項等及び事業者提案に基づき工事に着工し、本施設を整備期間の満了日までに完成させて発注者への引渡しを完了するものとする。
 - 3 前各項の定めるところのほか、整備業務の詳細は、工事（設計・施工）請負契約の定めるところに従うものとする。

（運営期間の業務）

- 第9条 運営期間における運営業務の概要は、募集要項等記載のとおりとする。
- 2 別段の合意がある場合を除き、運営業務に係る各業務遂行期間は、いずれも運営期間とし、運営期間の初日において、本施設の運営を開始するとともに、運営業務の各業務

の実施が開始され、これらを運営期間の満了日に終了するものとする。

- 3 前各項の定めるところのほか、運営業務の詳細は、運営委託契約の定めるところに従うものとする。
- 4 S P Cは、運営業務を運営委託契約の定めるところに従って遂行し、運営企業は、これを確実にする。かかる義務を履行するためのS P Cと運営企業（以下「デフォルト運営企業」という。）の間の契約（本条において「既存契約」という。）が解除その他の事由の如何を問わず、運営期間の途中で終了する場合その他デフォルト運営企業に起因してS P Cによる業務の履行が全うされないおそれを発注者が合理的に認めてS P Cに要請した場合には、かかるデフォルト運営企業を除く事業者は、デフォルト運営企業に代わってS P Cによる業務の遂行を確実にせしめる者の候補者（ただし、募集要項等の定める運営企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「運営企業後継候補者」という。）を探索し、デフォルト運営企業に代わってS P Cによる業務の遂行を確実にせしめることにつき、運営企業後継候補者から内諾を得た上で、運営企業後継候補者の情報その他発注者が合理的に求める情報を開示して運営企業後継候補者への業務の引継の検討を書面で発注者に打診することができる。当該打診が運営委託契約又は基本契約を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他発注者の定める諸規定が許容する限り、発注者は、当該打診を発注者において検討する期間中、運営委託契約及び基本契約を解除しないことができる。
- 5 発注者は、前項の定めるところに従って運営企業後継候補者への業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をS P Cに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、S P Cは、デフォルト運営企業及び運営企業後継候補者との間で、S P Cとデフォルト運営企業との間の既存契約上のデフォルト運営企業の地位を運営企業後継候補者に承継させるか、又は既存契約の全部又は一部を解除して解除した既存契約に代わる契約その他必要な契約を締結することができ、S P C以外の事業者も、これに合理的な協力を尽くすものとし、当該契約の締結後直ちに、その写しを発注者に提出する。
- 6 第4項及び第5項の適用がある場合、事業者は、発注者に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる生じた財政支出に相当する金額を連帯して発注者に補償するものとする。

（再委託等）

第10条 整備業務の再委託又は下請けに関し、建設J V等は、工事（設計・施工）請負契約の定めるところに従う。

- 2 運営業務に関し、S P Cは、運営委託契約の定めるところに従う。
- 3 前各項の定め適用を損なうことなく、事業者は、整備業務の実施において、地元業者の活用や資材調達、地域産資材の利用に努めるとともに、運営業務の実施においても明石市内での雇用確保・地元発注に努めるなど、本事業を通じて地域への貢献に配慮するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第11条 発注者及び事業者は、相手方の事前の承諾なく基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、第9条第4項及び第5項の定めるところに従って運営企業後継候補者がデフォルト運営企業からその業務を承継する場合には、事業者は、運営企業後継候補者をして、デフォルト運営企業の基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務（ただし、既発生のは除かれるものとする。）を運営企業後継候補者に承継させるものとし、発注者及び事業者は、これを承諾するほか、覚書等の締結その他必要な合理的な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第12条 各当事者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの事業者の発注者に対する賠償義務については、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、発注者は、事業者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(契約の不調)

第13条 事由の如何を問わず、事業契約のいずれかが成立に至らなかった場合には、第12条その他別段の合意（基本協定を含む。）がない限り、事業契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の終了)

第14条 工事（設計・施工）請負契約の締結について明石市議会の議決を得て本契約としての効力を生じ、運営期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、事業契約の各規定は、履行が完了された規定を除き、発注者及び事業者を法的に拘束するものとする。事業者は、SPCをして、運営委託契約の定めるところに従い、運営期間終了後の引継ぎ時において発注者の定める要求水準を満足する状態で本施設を発注者又はその指定する第三者に引継ぐものとする。なお、事業者は、運営期間終了後の措置について、運営期間の終了する5年前までに発注者との協議を実施しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、基本契約以外の事業契約の全てが終了した日をもって基本契約は終了するものとする。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、発注者の第12条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 事業者の全部又は一部が工事（設計・施工）請負契約第50条第1項各号のいずれかに該当する場合。

(2) 事業者の全部又は一部が工事（設計・施工）請負契約第48条第1項各号のいずれかに該当する場合。

(3) 事業者が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。

(4) 締結している基本契約以外の事業契約が発注者より解除された場合。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の第12条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 発注者が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。

(2) 締結している基本契約以外の事業契約が事業者により解除された場合。

5 前各項の定めにかかわらず、基本契約の終了後も、第12条、第13条、第15条及び第16条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

6 発注者は、締結している基本契約以外の事業契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合、当該事業契約の相手方当事者に対し、当該事業契約が定める違約金を請求することができるものとし、当該相手方当事者及び当該事業契約の契約当事者である他の事業者（もしあれば）は、発注者に対し、当該違約金支払債務を連帯して負担する。この場合において、当該事業契約について契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって当該違約金に充当することができる。

(1) 当該相手方当事者が、当該事業契約の債務の履行を拒否し又は当該相手方当事者の責めに帰すべき事由によって、当該事業契約の債務について履行不能となった場合

(2) 次の各号に掲げる者が当該事業契約を解除した場合

- ① 当該相手方当事者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- ② 当該相手方当事者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- ③ 当該相手方当事者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(秘密保持等)

第15条 発注者及び事業者は、事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び事業者が基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び事業者（ただし、第4号及び第5号の場合には、当該号に定める当事者に限る。）は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
- (5) 発注者が本施設の運営に必要と認めた場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

4 前各項の定めにかかわらず、発注者は、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができ、また、SPC及び運営企業は、募集要項等及び事業者提案に基づき、ホームページを開設し、法令で定められたものをはじめ、本施設の運転状況（各施設の処理量、発電量等）、混入した不適物の状況等の発注者と協議の上で決定した情報を公表することができる。

5 事業者は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(管轄裁判所)

第16条 基本契約に係る訴訟の提起については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第17条 事業契約に定めのない事項について必要が生じた場合又は事業契約に関し疑義が生じた場合は、明石市契約規則（平成5年明石市規則第10号）に従うほか、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(議会の議決)

第18条 基本契約は、契約に係る明石市議会の議決が得られることにより、受発注者間に本契約を締結すべき債権債務が発生し、本契約の締結をもって地方自治法第234条第5項の規定に基づく契約書となるが、議決の得られないことが確定すれば無効となるものである。

(本契約)

第19条 工事（設計・施工）請負契約について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年明石市条例第29条）第2条の規定による明石市議会の議決を経た後本契約を締結する。この場合において、基本契約書は地方自治法第234条第5項の規定に基づく契約書となるものとする。

2 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約をした者が、公募手続参加の資格制限又は指名停止を受けた場合、仮契約を解除し、本契約を締結しない。

3 前項により、仮契約を解除した場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わない。

議会の議決があったことを了知し、発注者が本事業に関して、工事（設計・施工）請負契約及び運営委託契約と不可分一体として本事業に係る事業契約を構成するものとして、基本契約の本契約の締結を確認した。

基本契約の成立を証するため、本書〔 〕通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(発注者) 明石市中崎1丁目5番1号
明石市
明石市長 丸 谷 聡 子 印

(受注者) (代表企業／【設計企業／建設】企業／SPC株主)
[所在地]
[商 号]
[代表者]

(設計企業)
[所在地]
[商 号]
[代表者]

(建設企業)
[所在地]
[商 号]
[代表者]

(運営企業／SPC株主)
[所在地]
[商 号]
[代表者]

(SPC)

[所在地]
[商 号]
[代表者]

別紙1 事業の概要

1. 事業の名称

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業（本事業）

2. 本施設の計画地

建設予定地	兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地ほか
敷地面積	約 25.32ha（うち施設配置範囲は約 1.477ha）
区域区分	都市計画区域内・市街化調整区域
用途地域	指定なし
容積率	200%以下
建ぺい率	60%以下

3. 処理対象物

（1）焼却施設

- （ア）燃やせるごみ（家庭系）
- （イ）燃やせるごみ（事業系）
- （ウ）燃やせるごみ（産業廃棄物）
- （エ）可燃系一斉清掃ごみ
- （オ）小動物の死体（ペット以外）
- （カ）資源リサイクル施設からの可燃残渣
- （キ）災害廃棄物等

（2）資源リサイクル施設

- （ア）燃やせないごみ（家庭系）
- （イ）燃やせないごみ（事業系）
- （ウ）燃やせないごみ（産業廃棄物）
- （エ）不燃系一斉清掃ごみ
- （オ）粗大ごみ
- （カ）缶・びん・ペットボトル
- （キ）プラスチック類
- （ク）災害廃棄物等

以 上

別紙2 事業日程

1 整備期間

令和8年7月から令和13年3月までの4年9ヶ月間

ただし、工事（設計・施工）請負契約第24条の2に基づき、既存正門、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場（洗車場を新設する場合のみ）の解体撤去工事等の期間が、上記整備期間内に収まらない場合、別途協議を行うこととする。

2 運営期間

令和13年4月から令和33年3月までの20年間

以 上

別紙３ 施設の概要

建設予定地	兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地ほか	
敷地面積	約 25.32ha（うち施設配置範囲は約 1.477ha）	
施設規模	焼却施設	① ストーカ式焼却炉 276t/24h 以下（2 炉又は 3 炉）
	資源リサイクル施設	① 破碎系 25t/5h 以下 ② 資源系-缶・びん・ペットボトル 16t/5h 以下 ③ 資源系-プラスチック類 14t/5h 以下 (計 55t/5h 以下)
整備対象である その他施設	持込ヤード、外構施設等（構内道路、駐車場、構内排水設備、植栽、門囲障等）	

以 上

別紙4 事業者が行う業務

1. 事前調査等に関する業務

- (1) 電波障害調査
- (2) 近隣建築物調査（本事業の工事による近隣建築物の損壊有無を確認するための、工事前後における家屋調査）
- (3) その他、施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査を含む。）

2. 本施設の整備に関する業務

- (1) 施設の実施設計
- (2) 焼却施設のプラント機械設備工事
- (3) 資源リサイクル施設のプラント機械設備工事
- (4) 土木建築工事（建築工事・土木工事・建築機械設備工事）
- (5) 電気設備工事（プラント・建築）
- (6) 啓発設備工事（事業者の提案）
- (7) その他の工事（試運転及び運転指導、警備設備、電力・用水・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込に係る工事、敷地内の他施設（既存焼却施設、既存破碎選別施設、第2次最終処分場の汚水ポンプ場を除く）を継続して利用するために必要な電力・用水・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの切替・新設等、その他必要な工事等含む。）
- (8) 既存正門、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場（洗車場を新設する場合のみ）の解体撤去工事（撤去後の外構整備含む。）

3. 本施設の運営に関する業務

- (1) 廃棄物受入管理業務（受付（システム含む。）、計量、案内・指示、料金徴収等含む。）
- (2) 運転管理業務（搬入管理、場内運搬等含む。）
- (3) 維持管理業務（既存施設（管理棟（日常清掃・定期清掃、鼠・害虫駆除等含む。）、共同溝（日常清掃・定期清掃、電灯・コンセント設備、排水設備等））、洗車棟、外灯、構内及び側溝等、正門等など）
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 発電電力管理業務
- (7) 啓発業務（事業者の提案）
- (8) その他関連業務（清掃、鼠・害虫駆除、植栽管理、防火管理・防災管理、警備・防犯、住民対応、大規模災害時等の対応等）

4. その他の業務

- (1) 建築士法に定められる工事監理
- (2) 必要な関係官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- (3) 交付金等申請など発注者が行う関係官庁届出等の支援（経費負担も含む。）
- (4) 発注者が行う近隣住民対応の支援

以 上

別紙５ 発注者が行う業務

- １．事前調査等に関する業務
 - （１） 土壌汚染状況調査
 - （２） 施設の稼働に係る生活環境影響調査
- ２．本施設の整備に関する業務
 - （１） 特記なき什器備品
 - （２） 電波障害対策工事
 - （３） 近隣の公共施設（明石中央体育会館、木の根学園、明石養護学校）への余剰電力供給のための自営線敷設
 - （４） 事業者が行う施設の設計施工監理
- ３．本施設の運営に関する業務
 - （１） ごみの収集
 - （２） 既存施設の運転・維持管理（焼却施設・破碎選別施設・最終処分場）
 - （３） 資源物、焼却鉄、最終処分する焼却灰・飛灰処理物について、引取先や搬出業者の選定、引取先や搬出業者との連絡・調整・発送
 - （４） 行政及び議員視察の受付及び対応
 - （５） 事業者が行う施設運営のモニタリング
 - （６） その他これらを実施する上で必要な業務
- ４．その他の業務
 - （１） 近隣住民対応
 - （２） 必要な関係官庁届出等（交付金等申請など発注者が行うべきもの）

以 上